

2003年9月3日

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

諮問書

JPドメイン名の指定事業者は、JPドメイン名の登録者の意思に基づいてJPドメイン名の登録管理に必要なサービスを登録者に提供し、JPRSに対する手続を行う必要があります。しかし、指定事業者が登録者に必要なサービスを提供できなくなったり、登録者の意思を確認できないまま手続を行わねばならない場合があります。このような場合における、JPドメイン名とその登録者の保護に関する方針について諮問致します。

諮問理由

JPドメイン名では指定事業者制度をとっており、登録されているJPドメイン名は必ずいずれか1つの指定事業者が、JPドメイン名の登録・管理に必要なサービスを提供する仕組みとなっています。この仕組みの中で、指定事業者がJPドメイン名に関するサービスを終了した場合、倒産した場合など、JPRSとの指定事業者契約が終了となった際、その指定事業者が管理していたJPドメイン名をどのように扱うのかを明確にする必要があります。現在は、JPRSがレジストリとして登録者とJPドメイン名を一旦管理下に置き、登録者に新たな指定事業者を選択するよう定め、登録者に案内しています。

また、属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名では、登録者の所在が不明となった場合や、組織が存在しなくなった場合など、特定条件のもとで指定事業者が、登録者の意思確認文書を提出することなくJPドメイン名の廃止届を提出することができるようになっています。このような形で廃止が申請されたものについては、JPRSから登録者に連絡を試みるなどの措置を取った上で、廃止を行っています。

いずれの場合についても、JPドメイン名と登録者が、JPドメイン名のサービス全体の枠組みの中で適切に保護されることが求められており、現在の制度・手続の検証を行うことが必要です。

つきましては、上記の場合におけるJPドメイン名とその登録者の保護に関する方針についてご答申頂きたく、お願い申し上げます。

以上